

☆☆

☆☆

☆☆

◇九段会計通信 Vol.25のコンテンツ◇

■こんなときどうなる？身近な税務トピック

・税金を滞納した場合の影響編

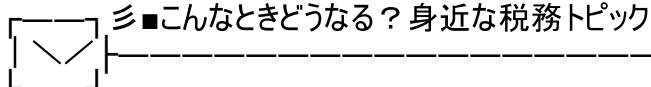
■震災後のメンタルケアについて

■温故知新なく九段的ヒトコト>

■適正検査代行サービス継続中です！

■季刊誌広告募集のお知らせ

■編集後記



●税金を滞納した場合の影響編

震災の影響もあり、ここ最近業績が落ち込んでしまった  
顧問先様が少なくありません。  
そうなってくると、経営者様の頭を悩ますのが  
キャッシュの問題です。  
キャッシュは人間で言うところの血液の役割をしますから、  
うまく循環しなければ、機能が停止してしまいます。  
従業員のお給料や得意先への支払いは止めることが難しいので、  
どうしても税金の支払いなど即座に事業に影響が出ないものが  
後回しになってしまいます。

税金が納付期限までに支払われないと、  
滞納という状態になってしまいますが、  
国税庁は税金滞納者に対して、厳正な姿勢をとっています。  
特に、滞納が多い消費税に関しては、国税庁ホームページ内でも  
「残高压縮に向けて確実に処理することに重点を置いて  
滞納の整理促進に努めました」とありました。

確実に処理するとは、  
財産差押えの滞納処分が考えられるでしょう。  
国税庁は、差押えが禁止されている財産を除き、

滞納者の財産を差押えることができます。  
具体的には、預貯金のほかに売掛金などの債権や  
差入れ保証金、不動産や動産などの固定資産などが該当します。

実務上、よくあるのが売掛金の差押え、保証金の差押えです。  
この場合の差押えは、「債権差押通知書」が債務者側へ  
届けられた時点で差押えの効力が生じますので、  
これ以後、債権者である滞納者側が  
債権や保証金を回収することはできません。

原則、督促状が発行された日から10日が  
差押えの猶予期間です。(国徴法47)  
いわば督促状は、カウントダウン開始の合図です。

債権が差押えられれば、取引先との信用問題に発展し、  
取引停止になったり、そもそも売上債権が回収できなければ、  
事業運転資金がショートします。

税金が納付できない場合は、  
必ず事前に所轄税務署へ相談に出向き、  
このようなことにならないようにすることが、  
事業継続の上で重要なことといえるでしょう。  
その際には、税務署へ行く前に一度、  
弊所に相談いただければと思います。  
出来る限りサポートさせていただきます。

ご質問やご不明な点がございましたら、  
お気軽に弊所までご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



≡ ■ 震災後のメンタルケアについて

---

震災から2か月半が経過しました。  
直接被災をしていない場合でも、  
精神的に不安定になるなど、いつもと違う  
ちょっとした不都合が出る場合があります。

ご心配なことがありましたら、弊所の提携先であり、  
日本有数のメンタルヘルスコンサルティングの実績を誇る  
株式会社メンタルサポート研究所様をご紹介します。  
お気軽にご相談下さい。



≡ ■ 温故知新な〈九段的ヒトコト〉

---

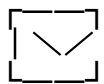
人はえてして自分の不幸には過敏なものです。  
誰しも幸福を望みますが、  
それを実感することにおいてはきわめて鈍感です。

-日野原重明(聖路加国際病院理事長・名誉院長)

節電しても、意外と暮らしてゆけるではないか...  
暖かい風呂と、御飯が当たり前ではないのだな...  
この震災は本当に悲しい出来事でしたが、  
それを通じて改めて感じた事も多かったのではないのでしょうか。  
私もこの一年間のうちに2度、しばらく食事ができない期間がありました。「普通の」食事が、どれだけ幸せなことか、  
身にしみて感じたものです。

10月で100歳になられる日野原先生のお言葉は、  
人生を言い得て妙、といったところでしょうか。

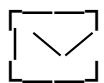
メールマガジン編集担当 新井 良平



≡ ■ 適正検査代行サービス継続中です！

---

顧問先様の採用のご活動をお手伝いするため開始しました  
適性検査の代行サービスですが、  
開始以来、多くの企業様にご利用頂き、好評を得ております。  
限られた面接のみでは、性格や能力を見抜くことは難しいかと思えます。  
面接前に適性検査をしてもらい、九段会計までFAX等でいただければ、  
数分で結果をお返しし、  
その方の検査結果を見ながら面接をすることができます。  
一人1,500円と、他の適性検査よりもリーズナブルな価格で  
提供できるようになりましたので、  
ご興味のある方は是非ご連絡下さい！  
先月に引き続き、初回のみ、お試して社員の方3名まで無料提供中です。



≡ ■ 季刊誌広告募集のお知らせ

---

九段会計事務所では3カ月に一度、  
税務に関する記事や顧問先様の社長インタビューを掲載した  
季刊誌を発行しております。

その中に、A4サイズの約9分の1程度の  
無料広告を載せるページをご用意してございます。  
ロゴや商品・サービス案内などをしてみてはいかがでしょうか？  
広告を契機に御紹介に至ったケースも耳にしております。  
掲載をご希望の方は各担当者、  
もしくは季刊誌担当の新井までご連絡下さい！  
次回発行は7月予定です。

また、もし季刊誌が届いていない場合や御希望の場合は、  
お手数ですが弊所までご連絡頂きますようお願い申し上げます。



ある記事に、  
「管理者の教育を怠る会社は駄目になる」  
とありました。  
特に、成長しない経済の下では管理者の能力が業績に  
とても大きな影響を及ぼし、  
結果として会社を駄目にしてしまう、というのです。  
そこには、新入社員の教育をしなくても  
会社が駄目になることはないと断言しており、  
私は衝撃を受けました。  
私は、新社員はのびしろが大きいので  
早く能力を引き出せるように教育するのが  
組織の強化につながると思っていました。  
しかし、それよりも、ベテランと呼ばれる  
管理者の教育が必要だったとは・・・

しかも、「営業成績がいい」「仕事ができる」というスキルと、  
「管理能力」のスキルは違うため、  
単純に勤務歴が長く、成績がいいからと管理者にしてしまうと  
組織が崩壊してしまうようです。

管理者になった人は、自分の成績がどうか、という視点では無く、  
「任された組織の一つ上の組織（例えば、課長だったら部の視点、  
部長だったら会社全体の視点、など）の視点があるかどうか」  
らしいです。  
その視点があれば、今回の震災のような緊急時にも対応でき、  
会社は生き残ることができます。

では、どうすれば管理者が育つか。

実は簡単で、

1. 管理能力が無い人を管理者にしないこと
2. 経営者とコミュニケーションをとって  
会社の方向性を常にすり合わせること

だそうです。

自分も段々ベテランの領域に入ってくると、  
このような記事にドキッとさせられます。  
新人教育に力を入れる前に己自身を磨かなくては、と  
気付かされた記事でした。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

---